		日	号外	ページ
一七〇	建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件	三	71	二八
一七一	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示	七	75	一二
一七二	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件	一三		一
一七三	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件	一四	80	一六
一七四	作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示	一七	82	七
一七五	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件	二五	88	一
一七六	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	二六	89	五
一七七	労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準	二七		三
一七八	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規程	二八	91	七四
一七九	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件	二八	91	七八
一八〇	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示	二八	91	七九
一八一	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第二項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第二項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品の一部を改正する告示	二八	91	八〇
一八二	平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を改正する件	二八	91	八一
一八三	新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件	二八	特36	八
一八四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	二八	特37	三
一	**○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省** 利根導水路大規模地震対策事業に関する事業実施計画を認可した件	一七		二
一	**○厚生労働省、経済産業省、環境省** 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件	三		四
一	**○中央労働委員会** 平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件	二〇	85	三〇
五一八	**○農林水産省** 特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件	三	71	二八
五一九	ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する告示の一部を改正する件	三	71	二九
五二〇	特別母樹林の指定を解除する件	四		三
五二一	令和五年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件の一部を改正する件	四		三
五二二	令和五年産の秋植えばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに令和六年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件	四		三
五二三	種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件	六		三
五二四―五二六	農薬を登録した件	一一		五
五二七	農薬の登録が失効した件	一一		五
五二八	資源管理基本方針の一部を変更する告示	一一	77	一一
五二九	保安林の指定をする件	一二		二
五三〇	出願公表後に品種登録出願を取り下げた件	一二		二
五三一	特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件	一二	78	四